

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係7

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43712

AIDE MEMOIRE

CONFIDENTIAL

1. ON THE BASIS OF THE FACT THAT THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS HAVE PLAYED AND WILL PLAY AN IMPORTANT AND INDISPENSABLE ROLE IN DEFENSE OF THE REPUBLIC OF KOREA AND THE REST OF THE FREE ASIAN NATIONS AGAINST ACTS OF AGGRESSION FROM THE COMMUNIST - OCCUPIED NORTH KOREA, AND OTHER COMMUNIST REGIMES IN THE AREA, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA WISHES TO STATE THAT IT HAS DEEP CONCERN OVER THE QUESTION OF THE RYUKYU ISLANDS PENDING BETWEEN THE GOVERNMENTS OF JAPAN AND THE UNITED STATES.
2. BECAUSE OF THE INCREASED TENSION ON THE KOREAN PENINSULA AS EVIDENCED BY THE STEPPED-UP PROVOCATIVE ACTIONS BY THE NORTH KOREAN COMMUNISTS DURING RECENT YEARS AND THE EVER PRESENT THREATS FROM COMMUNIST REGIMES IN ASIA, THE STRATEGIC IMPORTANCE OF THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS IS EVER INCREASING. THERE APPEAR TO BE NO PROSPECTS THAT THE IMPORTANCE OF THE BASES WILL DECREASE IN THE FORESEEABLE FUTURE.
3. ANY CHANGE IN THE STATUS OF THE ISLANDS UNDERMINING THE VALUE OF THE MILITARY BASES AND THE EFFECTIVE UTILIZATION

-2-

THEREOF WILL UNDOUBTEDLY ENTAIL ADVERSE EFFECT ON THE SECURITY OF THE REPUBLIC OF KOREA AND THAT OF FREE ASIAN NATIONS AS A WHOLE. THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA IS OF THE VIEW THAT THE QUESTION OF THE RYUKYU ISLANDS IS MORE THAN A MATTER OF BILATERAL IMPLICATIONS ONLY FOR JAPAN AND THE UNITED STATES.

4. IN VIEW OF THE ABOVE AND IN THE LIGHT OF THE FACT THAT THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS ARE IMPORTANT NOT ONLY FOR THE SECURITY OF JAPAN AND THE UNITED STATES BUT ALSO FOR THAT OF THE REPUBLIC OF KOREA, WHICH HAS A SERIOUS EFFECT UPON THE SECURITY OF JAPAN.
5. AS STATED IN PARAGRAPH 6 OF THE JOINT COMMUNIQUE OF AUGUST 29, 1968, ISSUED AT THE SECOND REGULAR KOREA-JAPAN MINISTERIAL CONFERENCE, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA WISHES TO EMPHASIZE THE FOLLOWING POSITIONS IN THE HOPE THAT THE GOVERNMENT OF JAPAN WILL TAKE THEM INTO FULL CONSIDERATION IN THE COURSE OF ITS FUTURE NEGOTIATIONS WITH THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES.

6. THE SOLUTION OF THE QUESTION SHOULD BE SOUGHT IN THE BROADER CONTEXT OF THE PEACE AND SECURITY OF FREE ASIAN

-5-

NATIONS AS A WHOLE AND NOT IN THE CONTEXT OF JAPAN—UNITED
STATES RELATIONS ALONE.

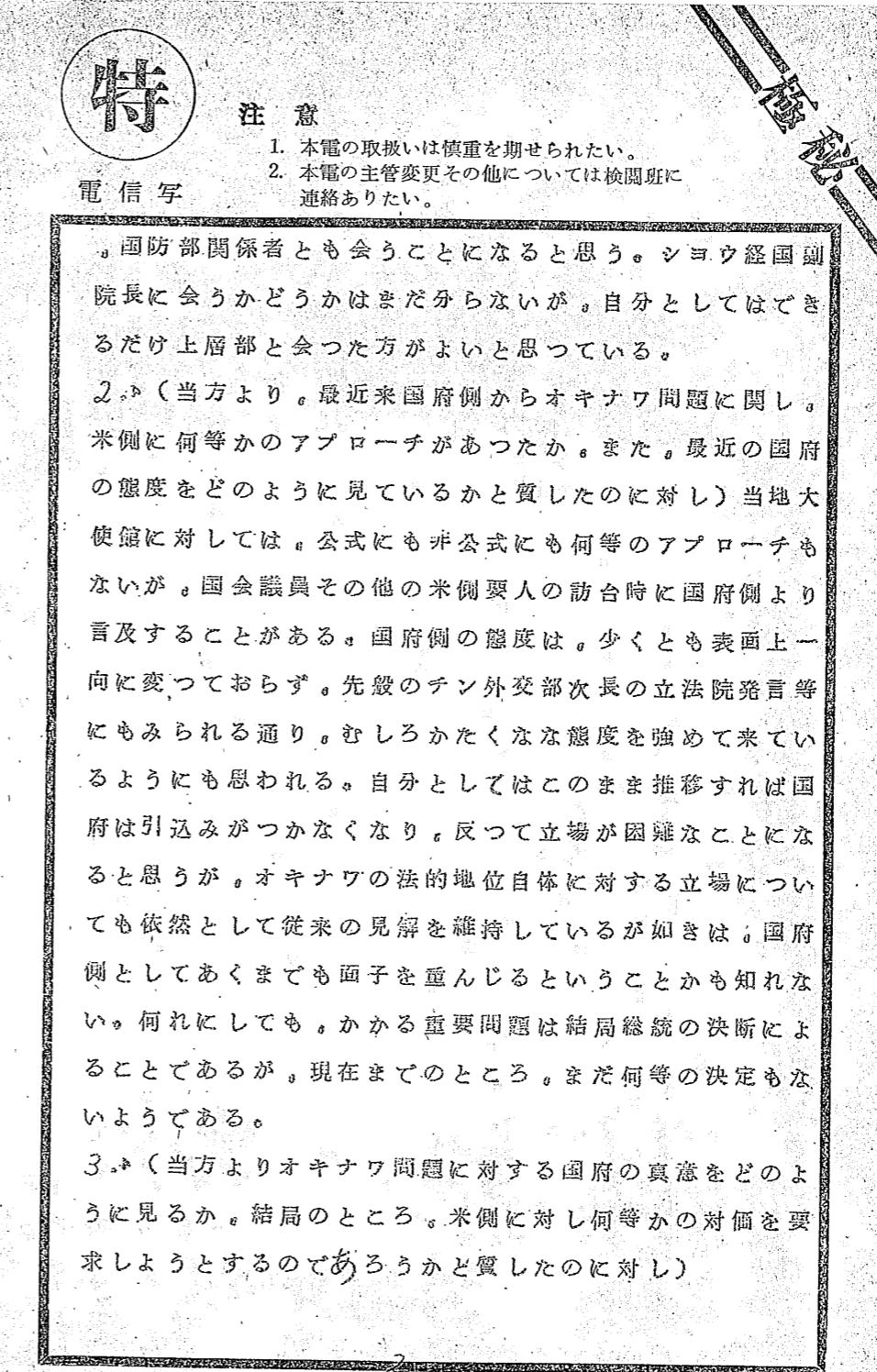
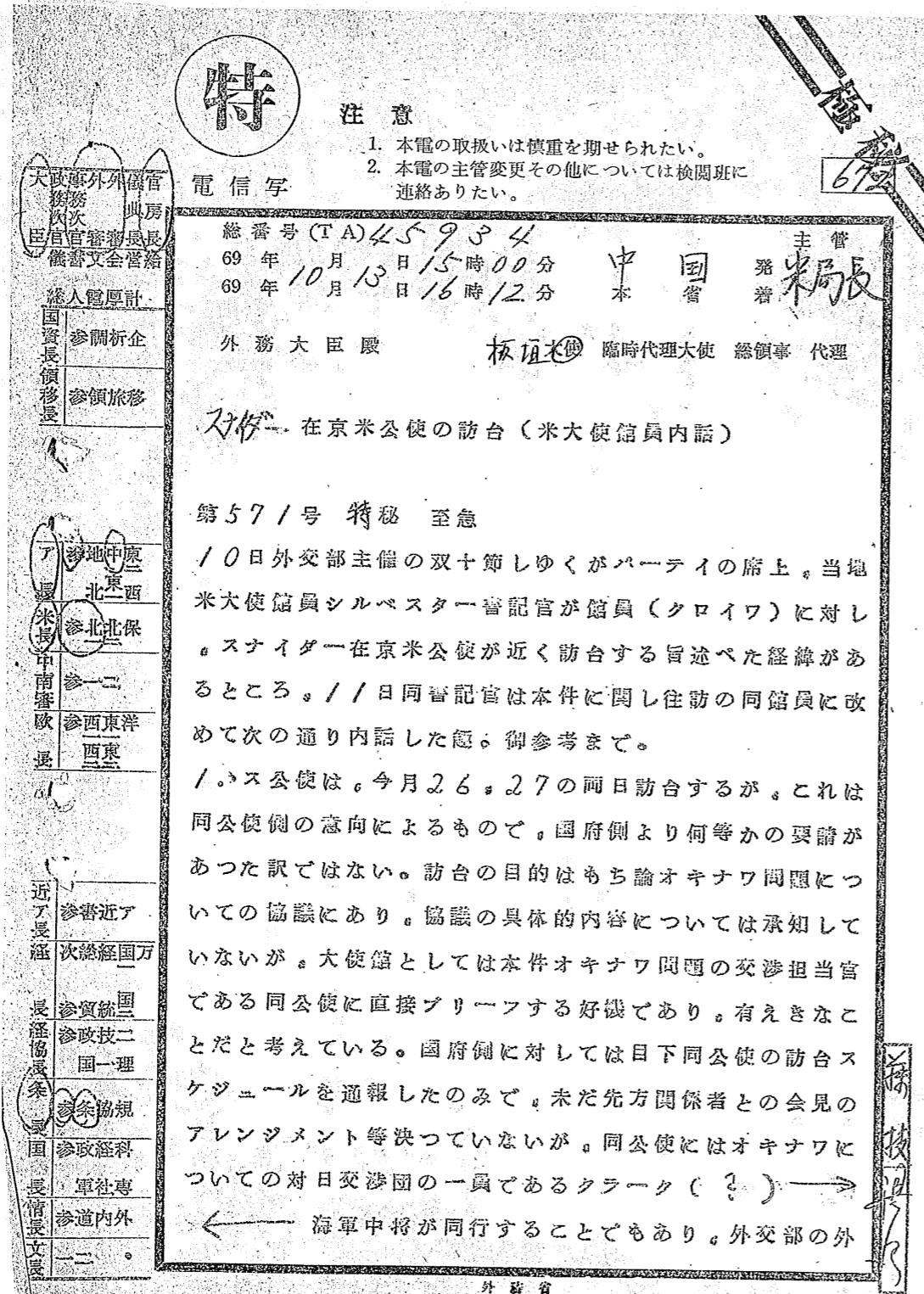
B. THE QUESTION SHOULD BE RESOLVED IN SUCH A WAY AS NOT
TO IMPAIR THE STRATEGIC VALUE OF THE UNITED STATES BASES
ON THE ISLANDS SO THAT THEY COULD CONTINUE TO SERVE AS
AN EFFECTIVE SAFEGUARD AGAINST ANY POSSIBLE ACTS OF
AGGRESSION FROM COMMUNIST REGIMES IN ASIA PARTICULARLY
FROM THE COMMUNIST— OCCUPIED NORTHERN PART OF KOREA.

C. IT IS REQUESTED, THEREFORE, THAT THE GOVERNMENT OF JAPAN,
IN RECOGNITION OF THE IMPORTANCE OF THE MILITARY BASES
IN RELATION TO THE SECURITY OF THE REPUBLIC OF KOREA AND
IN FULL UNDERSTANDING OF THE SERIOUS CONCERN OF THE
GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA OVER ANY CHANGE IN
THE VALUE OF THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE
RYUKYU ISLANDS, CONSULT FULLY WITH THE GOVERNMENT OF THE
REPUBLIC OF KOREA IN SETTLEMENT OF THE QUESTION OF THE
RYUKYU ISLANDS.

SEOUL, APRIL 9, 1969

(7)

-4-



<p>特</p> <p>電信写</p> <p>注 意</p> <p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。</p> <p>国府側から強く望んでいるのは、もろん安全保障上の問題であり。オキナワの地位問題については、国府がオキナワ問題に対して一般的に立場を表明する際のいわば、手順として主張しているのに過ぎないとと思う。なお、国府が米側に対しオキナワ返かん容認の対価を求めるとすれば、もろん返かんの態様如何にもよるが、先ずオキナワ基地機能の一部またはかなりの部分の台湾移転の要求であろうが、米政府がかかる要求を受入れることはあり得ないと確言できると思う。</p> <p>(3)</p> <p style="text-align: center;">-3-</p>	<p>万博</p> <p>外務省</p> <p>注 意</p> <p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。</p> <p>794</p> <p>総番号(TA) 48669 69年10月28日19時55分 中國省 69年10月29日21時13分 発着 東北</p> <p>外務大臣 殿 板垣 大使 [] 臨時代理大使 総領事 代理</p> <p>スナイダー在京米公使の来台</p> <p>第602号 極秘 至急</p> <p>往電第571号及び第596号に関し</p> <p>28日、本件に関し、アームストロング米代理大使（シルベスター書記官同伴）が往訪の原（クロイワ同席）に対し内説したところ要旨次の通り。</p> <p>1. スナイダー公使はクラーク中将と共に26日午後来台、大使館のブリーフを受け、27日午前10時半から国府側関係者と会談した後、同日正午過ぎ離台した。</p> <p>2. 会談は国府側関係者が集つた場所で一度行なわれたのみで、先方はチン外交部次長（部長代理）、アメリカ司長、エン・アジア太平洋司長、W.E.N行政院副院長補さ官の他、国防部からも関係者が参加した。米側には自分（アームストロング）とシルベスター書記官が同行した。会談はかなり緊張したふん団気の中で約1時間20分続行された。</p> <p>3. 会談の模様は、先ずチン次長（同次長が終始国府側を代表して発言した）から、ス公使の来台の趣旨がオキナワ問題について單に国府側にインフォームすることにあるの</p> <p>外務省</p>
---	---

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

か、否か、國府側としては当然協議に与る権利があると考
える旨質したことから始つた。ス公使よりインフォームする
ために来訪したものであり、協議のためでない旨、明確
に述べたのに対し、テン次長より、右につき立場を留保し
た後、本件オキナワ問題に関する國府の立場を詳細に述べ
たところ、右立場は予想した通り、従来國府がくり返し述べ
たところと同じく、オキナワの法的地位問題、及び安全
保障問題にかかるものであつた。テンは前者についても
強こうな主張を展開したが、主要関心が安全保障問題にあ
つたことは明らかで、オキナワの返かんにより米国は対外的
に負つているオブリゲーションをどのように守ろうとする
のかと強い調子で説明を求めた。これに対し、ス公使より、
オキナワの地位問題についての國府の立場は承知して
いるが、この点は米側は予てより日本のオキナワに対する
せん在主權を認め、既に解決済であるとして、かたづけ、
この問題には立入らなかつた。続いてスは、交渉のパック
グラウンドについて説明したが、先方の核保有の有無、そ
の他具体的な問題点に関する質問に対しても本件オキナワ
問題は、11月のサトウ総理訪米の際、両国首のうにより
基本線が決定されるものであり、これまでの交渉はいわば
そのためのぶ合造りの如きもので、まだその説明ができる
状況ではないとして回答を避け、また本件交渉は、右首の

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

う会談後もなお技術的問題につき、引続き行なわれるもの
である旨説明した。安全保障問題については、米国政府は
くり返し既存のコミットメントは維持する旨明らかにして
いること。これまでの交渉過程において、日本側もオキナ
ワにおける米の防衛能力を維持することが、韓国や台湾の
ためのみならず、日本自身のため必要であることを認識し
てきているように思われること。しかし、米国がコミット
を維持するために如何なる措置を講じるかは、米国が一
方的に決定する問題であり、維持すべき防衛能力の内容等に
つき國府側の注文等を受ける筋合いのものではない旨説明
した。また、オキナワ返かん時期の目途については、72
年ないし73年を目標としているが、これはあくまでも目
標であるので多少ずれることはある旨あわせて説明した。

4. 国府側はもちろん米側の説明になつ得したわけではなく、國府側の立場は留保する旨述べたが、最後に國府側より、本件につき今後ともインフォームはする意向であるのかと質したのに対し、スより右をこう定した。

5. 上記の通り、本会談での國府側の態度は強こうで、かなり緊張したものであつたが、國府としては総統の考えが
変わらない限り、本件についてはし勢を変える訳にも行か
ず、ス公使との会談が1回切りで、また國府側首のう部と

注 意

- 電 信 写
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

の会見も実現しなかつたこともこのためであろうと思われる。（米側も必要以上に深入りしたくなかったため。予め滞在を短くしたことも事実である。）中国政府としては、立法院に対する関係等対内的には立場が救われるであろうし、また米国の対國府コミットメントが既にASSUREDされたことにもなつたわけで、有益ではなかつたかと考えている。

お見込みにより関係公館に転電ありたい。

(3)

(1) 乙、公の機関の説明とその運営
1/2 の運営説明会

(1) 民政省は、
→ 市町村の命令を下す。法律と平行

(1) あるが、外事部が外に会議室へ移行
事例の多くは、説明会開催は主に会議室

いたずら思われる。

(1) 次長がえつぞく、200-416-1531

(1) ためらうか、直報するためにはどうかと思われる
が、命令は直報する場合のみとするべき

行動問題につき現在12年側と交渉中で、一方が
事例の多くは、送還拘束、安全保障に

及ぼす影響を強調してある。
いたゞく、臣子有り命令の説明

<p>新潟州政府より 1941年1月12日 「新潟州の状況を十分に心得てゐる (newest)」 (これが明確にわかる)</p> <p>及第、1月12日の件にて承認。1月12日 の意図は 1月12日 = 7 番の表現下</p> <p>(1) 諸の議得川筋め下から外交部の閣下 納得して捺つた。この表現なり</p> <p>~11月3日、國會で得た。</p> <p>(2) 蔡総統蒋主席等多くの理解を得た</p> <p>(3) 諸の議得川筋め下から外交部の閣下 納得して捺つた。この表現なり</p> <p>外務省の件は 1月12日付の件が19 年1月12日と見えた。一月12日 = 7 番の reasuring である。</p> <p>(2) 諸の議得川筋め下から外交部の閣下</p>	<p>の意味で新潟州の状況を充分に心得てある場合 新潟州の場合は 内容は了りとある。</p> <p>ジエス427- 加えて重慶へ飛ぶ際。 韓子へ 1月12日 同様の事があり、銀河。</p> <p>(1) 1月12日の件は 1月12日付の件 1月12日とわかる。若子は 1月12日付だから</p> <p>いざれいさよ失手は具体的な action と その失手が失敗した結果の失敗と見えた</p> <p>失手を持つて持つて 失手失手失手は 互換の問題の問題 (失手が会議中)</p> <p>7月1日 1月12日付の件が注目された。</p> <p>(2) 当初より銀河が表面の output 以降神内経と書かれて いたが 1月12日付の件が注目された。 その(敗戦後1月12日付の件が注目された。ホーラン宣言等の原因)</p>
--	--

2005年、日本は~~韓国~~に對抗する、書類を FOR THE RECORD として記入して置いたと答えた。防衛省幹部

韓国が済州島沖縄問題の主張(1992年草稿)の後
 であると述べた。(ちがい方の2005年韓國外務省幹部が
 大臣官邸にて記者会見(2005年1月11日))

2. 2 = 4

(1) 防衛省幹部が済州島沖縄問題の結果、4項目の「その
因力」相応(2、4の2項目の「台湾地域」)

2003年武力行使の威嚇、地政課長、日本
 除して在支那大使との交渉の成績正直旨
 もともと米国の貿易防衛委員会を引受けたための最も挑戦的
 な方針として挙げられたのである。されば
 後者について「因力」(牛乳加工工場、ビール工場
 実正(左))とされる箇所工場は日本より、不法
 入部とされ ESSENTIAL STREAMLINE (右)
 STREAMLINE (左)とされた3箇所のうち
 二つはSLC(左)より、米側の提案方式(右)

(万々と其の半中約の内題で日本は無能似
たこと。 (a) の実体日本も大く理解しておらず
~~外事~~
半日を復帰後も、該務工廠行かず立場は
有る二と已接觸 (かいたと誤り)。 工事は
該局の印象より修理が存続後の善否
(一般の表題) - PLEASURE 有る事は
(今度)
と即ち旨付言した。

(2) 2月24日
(1) 大臣より前述修理と協議 (大臣全般的)
~~修理~~
要成在く、左の若干の個所に手付入る余地不
有るか七知り友川との交渉にて、一切
一月4日2月15日の間が相次ぐ、以前は未
3月24日在川と連絡、車御、又1月25日
検討 (2月11日迄) 大臣と大便同意 (左。
G.A.G
外務省

中印-2 X-31 AM (4284)
3. 計算、台帳類の題
(1)(a) 有天より、修理12月7日-2月10日迄工事
計(左81)、修理と工事在籍台大便九点
大便院、該院12月既て該明了 = 2月
左。(善否) 内容如何不拘野毛五12月10日
設立の権利、争い攻撃の12月工事は
(右) と(左)モニテテ不次在し、相手固而首脳
は親しく大便引見方要望する旨の善否尋ね
考之(左)は二月24日在川と連絡した旨述べた。
(b) 二月12日、有天問題より、左の内閣側
決定工事は二月24日在川と連絡、半政府と云ふ者
9. 形式上(左)と(右)と之等の問題、元則在川が、唯今
現(左)方式(右) 11-14+7月と2月3旨述べた。
(2)(a) 有天より、尋ね从、2月24日、善表と改めと1月8日
外務省

支那の内閣と並んで外務省は、支那の内閣
と並んで外務省は、全文を宣傳するに
より、(註)

より本文以後日コントラ-ジョンヒル達の了承
をもつて、と説明した。

(b) 王立公使、支那政府との67年3月13日付
ノミントン公使、支那、南京、N2の答文
(小笠原内閣)
ノミントン公使、支那、南京、N2の答文
(小笠原内閣)

(3) 在支在京公使、支那大公使の後文部省と連絡
し、26日付毎日新聞元気記録中華の内閣
の公使館にて、公使館にて、公使館にて、
公使館にて、公使館にて、公使館にて、
(内閣内閣)

公使館にて、公使館にて、公使館にて、
公使館にて、公使館にて、公使館にて、
(内閣内閣)

4. 在支在京公使館

北米第一課長	総 務 Kg	極秘 無期限 写4部の内 4号	極秘
2 大臣 1 次官 ³ 寿寧代 ⁴ 流通 ⁵ 下田大臣 ⁶ PTE局長			
事務局 事務室 事務長 事務次長			
アメリカ方面 533 特化一長			
東洋、アシシア二会議 (11月8日午前)			
1941.11.8			
半堀一長			
同席: 半堀一長 (後列 2番目左) 流通官 事務長 事務次長 (前列)			
在米局長室			
<u>1. 乞、訪朝報告</u>			
(1) 乞、妙、昨7日 日野トモソクル口述、丁一叔 諸理と約1時間 言い合つた。(ホーク大臣同席)			
その結果 同諸理も大分安心(左様子であつた)。			
会議は非常に内情に行き、同席 - 11月13日			
的問題あり - よりは遅かに取扱い成らなかった。			
自身妙な 諸理との日本外相との安全保障上			

つ之十分 説明理解表示(乙)と、交渉の詳
細从仮に仮の如きが、結果表示を行へ轉回せり

(2) 次(2)点、即ち 日本側の計画 P70-L-テ原稿(2)
第大便は、在日大使12月3日説明会見の際
で有り、その計画は日本大使館より丁寧に理
説され、其の以下ハベル飛行意味ありと(2)(1)
ニと、右方半側モ日本大使より脇吉久実現工側
面接設置(3)と、正述ハナ。

2. 政治、文化一大使会議等

(1) 商事局、スレ日本郵政局6月内書記室
内行した半側訓序多内容(半葉電第3543号)

12月2日、23日=4日=空港問題走入り3=24日空
NPTは1月3日(2、毛向意見提出後)、A2~

1969. 11. 12. 9. m.

3

REVIEW OF U.S.-JAPAN
RELATIONS とそのことに関する意見交換

了といた。

3 韓・台印象

万が一の政治が大統領、政局布

大統領の立場を説く。その後、12月訪日予定の
スチーブン・ヘンリイ、在日午後、在日午後、金山

両大使を招致、大臣以下仰がることと打ち合
説明した。

4 政治等言及

今後、次々と行動するとの positive

の日本側の表現、11月訪日予定と述べた

日本側はこれを肯定したところ、多くは未だ KEY で
ある。

あるが、余り違つた話とないが、それをいた。

GA-6

外務省



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 0726

69年11月8日13時30分 韓国

69年11月8日13時40分 本省

主管
發着
外務大臣 殿 金山 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第1311号 特急、至急

貴電米局長第1038号に関し

レースラム米公使が8日上川に対し内詫せるところ次のとおり。

ハナイダ公使は7日ティ総理に会見説明した。スの今回来訪の目的は韓国政府の要請に基づき事前に韓国政府にインフォームすることにあつた。米国は数か月前に、韓国政府から常時インフォームされたいとの要請をうけ、これを受け承したが、今まで一切の通報を避けて来た。説明の内容は米国は韓国の国防上の関心は十分理解しており、この点日本側も同様韓国の利益を十分認識した上で交渉をつめつつあり。未だ問題は残しているが、交渉は最終段階に入っているというものであつて、これ以上内容に立入ることは慎重に避けた。なお交渉内容について、日本の新聞が詳細に書き立てているが、何れも推測記事に過ぎない旨を特に強調した。國務総理としてはこれから出てくる結論については完全に満足とはいかなまでも、ある程度の満

外務省

特

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

足さえられるものとの感触をえた模様であったようである。

なお、韓国ではあまり困難はなかつたが、台灣では説明に相當く労したようだ。国民政府は、旧敵国領土に対しては、2国間のみの交渉によつてこれに変更を加えることはできないとの法律論を展開して、その態度は相当にしつようだつたとのことである。

(了)

-2-

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 55762

機密表示 (極秘・秘の朱印)		符号表示 暗 略 平	※ 総第 55762 号
		※ 合第 4480 号	※ 昭和 44 年 11 月 8 日
		大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係
電信源及 代成 漢 8 169 写 済			
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長		主管 アメリカ局長 参事官 北米オ一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局長 起案 昭和 44 年 11 月 8 日 起案者 実化長 通話番号 443
在 末吉野大使 中国板垣大使 在 電 話 在 件名		臨時代理大使 あて 美天仁大臣発 代 使 臨時代理大使 あて 総領事 代 理 件 題 韓國来电 1311号 (総書 50726) 事電	
(昭和四二・七一 改正)			
GB-1			

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

けで無用の論議を招くことになり面白くないので、本件は絶対に極秘にされたいと要望しあった。(サイ長官は別電第257号の如きNOTE VERBALを本使に手交するところがあつた)。

3. サイ長官より、自分が国会対策上承知しておきたいところであるが、サトウ・ムクシン共同声明第4項で日韓の安保につき用いられた「緊要(ESSENTIAL)」という言葉の意味は何であるかとたずねたので、本使より、具体的にどんな内容かと聞かれても、不確定要素も多くお答えできないが、この言葉は日本政府が韓国の安全保障を重要視している真けんさを表現したものであることは疑いないと答えた。

サイ長官より、韓国としては日本から軍事的な援助が可能だとは思っていないが、韓国の経済発展が安全保障に直結したものであるとの観点から、その「ESSENTIAL」の具体化のため経済協力の何らかの相当大規模な拡じゆうが望まれる。これについて日韓両国政府の間で、協議を進めたないと述べたので、本使より、協議の機会は各種の既存の委員会、閣僚会議等で十分存在するが、韓国側の要請は現実的なものであることが必要であり、実現性のないものをいたずらにうたいあげても逆効果ではないかと述べたところ。サイ長官は、5月に泰総理訪日の際何か政治的効果のある声明等が可能であれば実現したいものであると

一三一

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

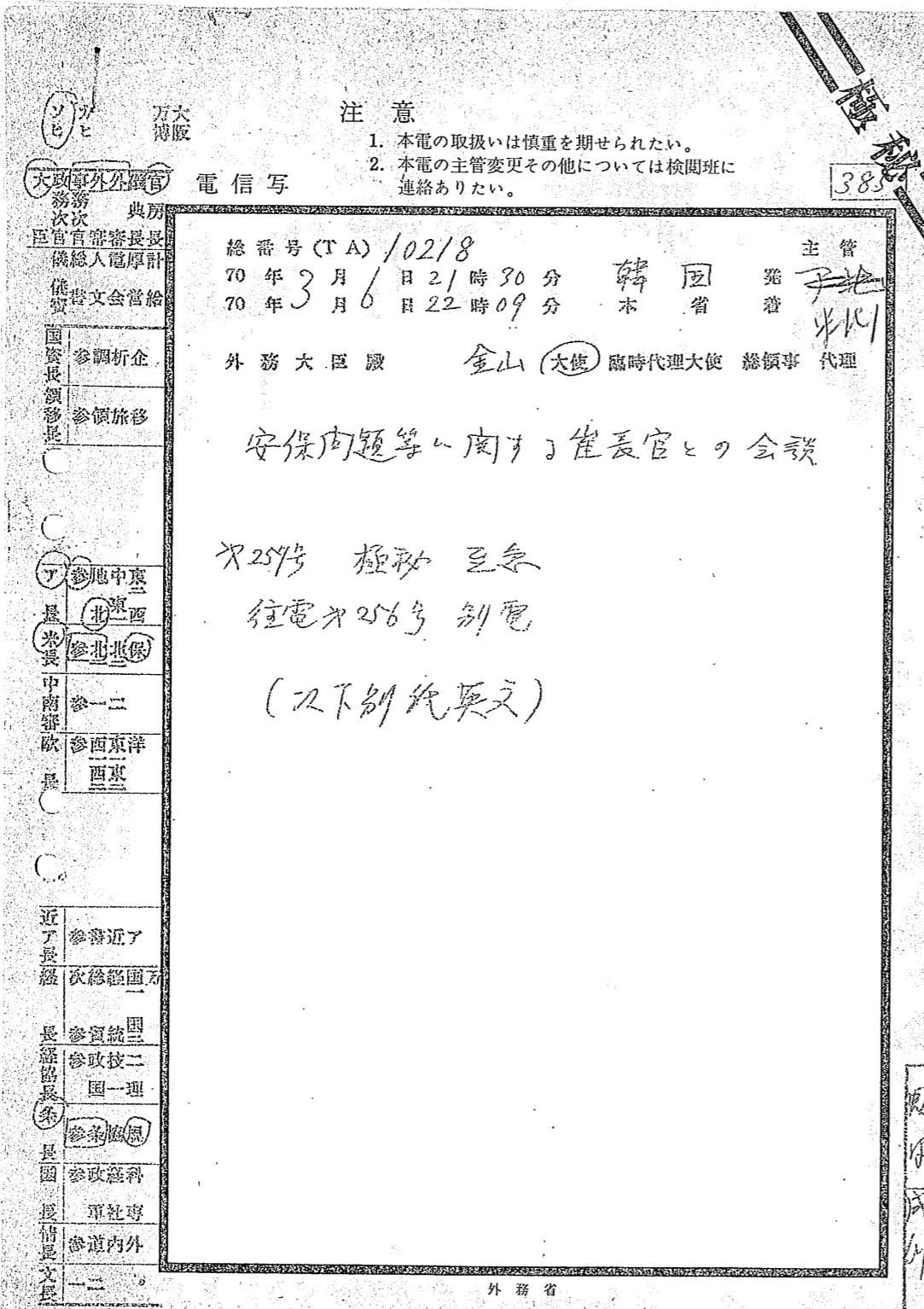
述べた。

4. 次いでサイ長官より、組綱協定調印に言及し、日本における反響如何とたずねたので、日本としては多年の懸案が解決したので好感をもつて迎えられていると思われる述べたところ。サイ長官は韓国の新聞は既にとかくの不服を述べており、国会でも相当厳しい論議が交わされることを覚悟している。何れにせよ野党の参加如何にかかわらず、3月下旬には国会を開き協定の審議を行なうこととなるが、日本側が国会にかけられるタイミングをうかがいたしと述べたので、本使より日本側も今会期中に国会の議決を得るつもりで準備中であると答えた。

(3)

一四一

外務省



NOTE VERBALE

THE MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS PRESENTS ITS CONFLIMENTS
TO THE EMBASSY OF JAPAN AND, REFERRING TO ITS AIDE-MEMOIRE
OF APRIL 9, 1969 AND, NOTE VERBALE OAT-105 OF NOVEMBER 17, 1969
ENGAGING THE UNITED STATES MILITARY BASES OF THE RYUKYU
ISLANDS, HAS THE HONOUR TO STATE AS FOLLOWS:

1. IT IS RECALLED THAT, THROUGH THE ABOVE-REFERRED AIDE-MEMOIRE
AND NOTE, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA
PRESENTED ITS POSITION THAT, IN THE LIGHT OF THE STRATEGIC
IMPORTANCE OF THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE
RYUKYU ISLANDS FOR THE DEFENSE OF THE REPUBLIC OF KOREA
AND THE REST OF FREE ASIAN NATIONS AGAINST ACTS OF AGGRESSION
FROM THE COMMUNIST-OCCUPIED NORTH KOREA AND ALSO POTENTIALLY
FROM OTHER COMMUNIST REGIMES IN ASIA, IT WAS STRONGLY OPPOSED
TO ANY CHANGE IN THE STATUS OF THE ISLANDS WHICH WOULD IMPAIR

— 2 —

THE VALUE OF THE MILITARY BASES AND THEIR SPEEDY AND
EFFECTIVE UTILIZATION.

2. IN CONSIDERATION OF THE CURRENT STATE OF AFFAIRS IN ASIA
WHERE THE AGGRESSION-MINDED COMMUNIST NORTH KOREA IS POSING
EVER-INCREASING THREAT, THE NEED FOR THE MAINTENANCE OF
VIGILANT AND EFFECTIVE DEFENSE CAPABILITIES CANNOT BE OVER-
EMPHASIZED.

3. IN AS MUCH AS THE GOVERNMENTS OF JAPAN AND THE UNITED STATES
AGREED, AS STATED IN THE JOINT COMMUNIQUE ISSUED IN WASHINGTON
ON NOVEMBER 21, 1969 BY THEIR EXCELLENCIES PRIME MINISTER
EISAKU SATO AND PRESIDENT RICHARD M. NIXON, TO "IMMEDIATELY"
ENTER INTO CONSULTATIONS REGARDING SPECIFIC ARRANGEMENTS
FOR ACCOMPLISHING THE EARLY REVERSION OF OKINAWA, THE
KOREAN GOVERNMENT WISHES TO RENEW ITS REQUEST THAT THE
GOVERNMENT OF JAPAN CONTINUE TO FULLY HONOUR AND REFLECT

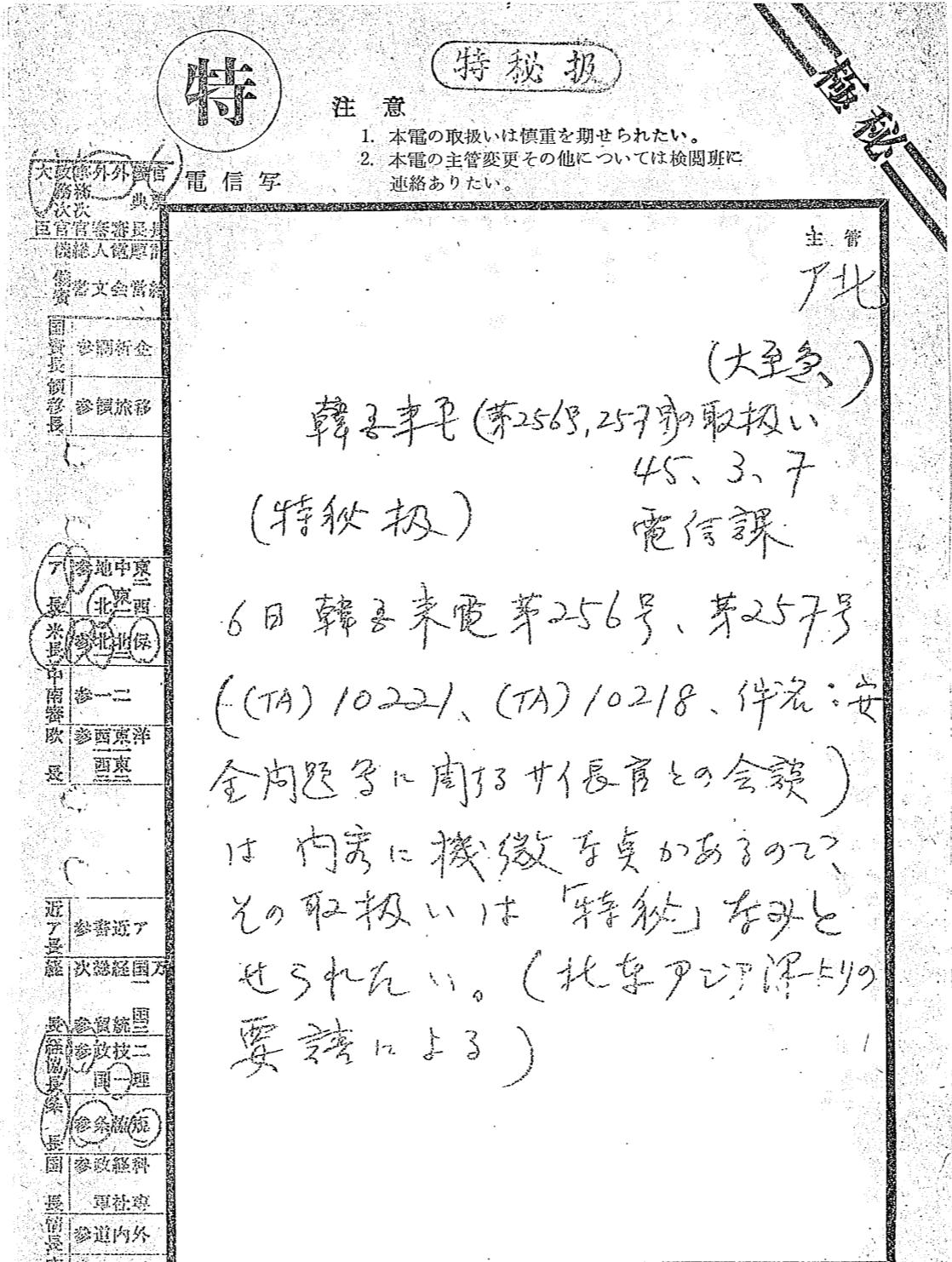
— 3 —

THE ABOVE-DESCRIBED POSITION OF THE KOREAN GOVERNMENT IN
THE SPECIFIC ARRANGEMENTS EXPECTED TO BE CONCLUDED THROUGH
THE FORTHCOMING CONSULTATIONS WITH THE GOVERNMENT OF THE
UNITED STATES.
4. FURTHERMORE, THE KOREAN GOVERNMENT WISHES TO BE KEPT
INFORMED BY THE JAPANESE GOVERNMENT OF THE DEVELOPMENT OF
THE CONSULTATIONS BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES ON
THE AFORE-MENTIONED SPECIFIC ARRANGEMENTS.

SEOUL, MARCH 6, 1970

(3)

— 4 —



7月1日
次回
7月7日

極組

在京7行次大使公会誌

12月44. 12. 3 (f)

12月3日 在京7行次大使公会誌會見來訪。

佐藤總理，防衛廳長，大蔵次，通商長。

1. 大使公使大臣，我中共同，共同

23-24. 4-5 masterpiece 29, 賀辭

31.

2. 大使公使，佐藤總理，National Press Club

24. 4-5 漢語日文對照，兩字的問題

從來國內國會等の不一致の點を

政府の問題の質問，半場上，選舉路

GA-6

外務省

及派遣學後，国会公使了旅順，發完公期

待到，發一旨令。

3. 大使公使，23-24. 4-5 航東，P27

→大連，安全，並由總理的寧興之方案

向公使公使公使從來，改革，變更(departure)

→思力了加29 號向公使，半場上特

變更之實行當行，從來，考究方案一層將

航行上推進了意味滿了。4，聯合計畫

軍事寧興山內問題外商之22-23-24

政治的寧興方案之22-23-24。大使公

變更。各國公使今後，日本，公使如 P27 例

GA-6

外務省

④ 大陸擴大進出市場會 哪些影響

⑤ 計定^大大陸^的經濟政策

並在市場上爭取^多的

切入^內外貿易。

4. 大陸對^的情況^的是^何原因。

(1) 施政，政策，¹⁹⁷⁸後^的情況

和政策^的作用，^國今

年，兩省^的同^的並^的了加

速情況。

(2) 共同^的對^的關係惡化了，

這^的。

外務省

市場上，中國，狀況^的經濟

，^的進一步^的經濟政策^的，且，^的。

上直接^的關係保^持，台灣在^的努力

衝突^的世界大戰^的情況^的從而^的。

了關係^的等，理由^的，中國^的經濟

上^的已經^的實情^的，又共同^的

期^的對^的特^的。

進行了中^的攻擊^的許多^的問題

下，又貿易^的差距^的增大，趨勢^的。

中共^的今後^的共同^的行動^的改變^的

(4) 這^的的^的，中國^的關係

如惡化^的，^的，^的。

外務省

GA-6

5. 大使：蒋介石復辟者一足之子蔣電國
（因名）
◎改革如何。允許兩岸的溝通，未回復
得失失敗。2003年1月1日等。復內政、中華
人民、中國、中國人民、中國人民民主黨派
公信力，恢復人民對台灣人權、廢除
臺灣發展政策。改革，基礎全國的社會主義
新時期。又中華人民、地緣
之同盟關係。大學主辦人。又本國的發展問題
在台海兩岸人民的武力不行使。原則是
機制：從來沒有見到過。允許兩岸的溝通
是錯的。中國人民的大小事不得知。上部
統一中華人民的大小事不得知。臺灣省

6. 大使：中國內部問題。中國人民國際黨
張復活。中國人民 7 倍，人口支持，中國生
活條件社會化參加世界貿易組織之原因中
產生矛盾。政治上、經濟上、社會上、中國人民
不能不考慮台灣人民的領土之問題
在於人民的社會問題（大使：殖民地人民）
中國人民（中國人民），但中國人民
現在，社會改革分離，改革和社會現實的
是，國家公私合營。但，國家
人民的；中國人民的；復國。中國內部問題

仁改造問題の解決、及び解決の手順

私事加算。自分自身の機関の解決策

先づ過去20年來持つべき reality を認め。

それを基礎にした、20年か18-15年、20年等

を一擧に復すべき抱負、並びに大変加算。

自分自身、中国と談くべき該当の現実

を重視する事不行は國々、遂に日本がアラカル

日本。日本、資金、直接人材影響を持

て問題の解決へ進むべし。大使は20

先づ2-3ヶ月間は最初大変な会議。

結果として了解(2-3)月は通じん。

GA-6

外務省

7. 大使より 指定日アラカル、行方未定のため

日本加算の問題は一層緊密化する了

べき旨強調され、如何なる具体事を介して

行はれ、かの貿易面、半島以南、日本半島

近海の問題、4月以降、國際問題の五年、周

修会議等を通じて密接に協力しあう。指定期

4月までに一層強化されるべきである。

併し在韓公使館は4月以降は又國

洋問題の件、申述も有る事、併記。

12. 本国、4月以降、アラカルの改訂問題

審議に協力し、行方不明の為未定。

GA-6

外務省